

老人福祉センター横浜市麦田清風荘施設団体利用規程

(目的)

第1条 老人福祉センター横浜市麦田清風荘（以下「当センター」という）における団体施設利用に関し、必要な手続きを定める。

(団体)

第2条 この規程における団体とは、当センターを利用する資格を有する者で構成する8人以上の団体とする。ただし、活動内容が同じで、名簿の3分の1以上が同じメンバーである場合は、同一団体とみなし登録できない。

(施設)

第3条 団体が利用できる施設は、機能訓練室、工作室、会議室、多目的室（和室）、生きがい作業室、調理室及び屋上（人工芝）とする。

(利用時間帯)

第4条 団体が部屋を利用できる時間は

午前 午前9時40分～午前11時40分

午後A 午後0時20分～午後2時20分

午後B 午後2時30分～午後4時30分

1回の利用申し込み時間は2時間を限度とする。

(利用申込み)

第5条 施設を利用しようとする団体は、利用しようとする日の2ヵ月以内の日に、所定の施設利用申込書により申し込み、所長の承認を受けなければならない。

(施設利用の制限等)

第6条 施設利用にあたっての制限等は次のとおりとする。

(1) 教室代わりとしての利用及び高額な月謝を徴収するなどの営利目的の利用

(各サークルが依頼している講師の先生へ支払う講師謝金は、概ね1回5000円程度（交通費は別途支給）とし、盆・暮れを含む謝金も控えることとする)

(2) 活動に必要な諸経費以外の物品の販売や免状の取得、チケットの斡旋、商品の説明会・展示会、職員研修等を目的とした営利目的の利用

(3) 不特定多数を対象とした利用

(4) 政治活動及び宗教活動のための利用

(5) 複数の団体登録をすることで、不当に会場確保をする団体利用

(活動内容が同じで名簿の3分の1以上が同じメンバーである場合は、同一団体とみなし登録できない)

(6) その他センターの主旨に反する活動及び上記(1)～(6)に類するものとして所長が適当ではないと判断する利用

2 違反した場合

実際の活動内容が登録内容と著しく異なる場合や制限事項に違反した場合は、以後の利用をお断りすることがある。

(重複利用の制限)

第7条 団体が第5条により施設利用の承認を受けたときは、その利用が終了するまでは、重ねて施設の利用の申込みをすることはできない。ただし、当日に部屋の利用がある場合に限り、次回の申し込みを午前9時10分から受け付ける。

また、利用当日に同一の利用部屋で他の時間帯に空きがある場合は延長として同一の部屋の利用ができる。

附則 この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年2月15日から施行する。

附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。